



平成 30 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 東 海 運 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 島 康 雄
(コード番号：9380 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 法 務 部 長 藤 井 豊 久
(TEL. 03-6221-2201)

定款一部変更に関するお知らせ

このたび、平成 30 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 117 期 定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款の一部変更の理由

- (1) アグリ事業への本格参入に対応するため、現行定款第 2 条(目的)に事業目的の文言変更を行うものであります。
- (2) ガバナンス体制の柔軟かつ機動的な変更を可能とするため、現行定款第 26 条(相談役、顧問、理事)について削除を行うものであります。
- (3) 上記条文の削除に伴い、条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

	現 行 定 款	変 更 案
(1)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～19. (条文省略) 20. 農水産物・清涼飲料・その他飲料の輸出入 及び販売業 21. ～23. (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1. ～19. (現行どおり) 20. 農水産物・清涼飲料・その他飲料の輸 出入・ <u>生産</u> 及び販売業 21. ～23. (現行どおり)
(2)	<u>(相談役、顧問、理事)</u> 第 26 条 <u>取締役会の決議により相談役、顧問、理事を 置くことができる。</u>	(削除)
(3)	第 27 条～第 39 条 (条文省略)	第 26 条～第 38 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会 開催日 平成 30 年 6 月 28 日 (木)
定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 28 日 (木)

以上